

2014年5月7日

SAAJ NEWS RELEASE

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける 借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義 東京海上アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）は、2014年3月7日（金）に企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が公表した「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下『公開草案』)について意見書を作成し、5月7日（水）に ASBJ へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 『公開草案』は、本スキームがファイナンス・リース取引に該当するかどうかは、他のリース取引と同様に、「リース取引に関する会計基準の適用方針」（以下「リース適用指針」）に従って判定することを提案している。本スキームの基本的な取扱いが何ら特殊なものではないことを明確にするのは当然であり、我々は ASBJ の提案を支持する。
- ✓ 本スキームでは「リース料総額の現在価値は取得価額の 90%未満」とされているが、『公開草案』第 3 項に示されたファイナンス・リース取引を判定する現在価値基準は「概ね 90%以上」のため、本スキームでもファイナンス・リース取引と判定される可能性がある。利用者の誤解を避けるため、90%未満でも本スキームが概ね 90%以上に該当すると判定される場合がある旨の明示を提案する。
- ✓ 本スキームは耐用年数の長い物件が対象と想定されるため、第 5 項を「ファイナンス・リース取引の判定結果に影響を及ぼすほど、合理的な想定稼働量に基づいて決定される変動リース料が増減した場合には、再度、「リース適用指針」第 9 項に従って判定を行う。」という様に変更することを提案する。
- ✓ 本スキームでは高めの見積残存価値を貸手が用いることを想定しているため、結果的に計算利率が相当程度高めに算出されると考えられる。この結果、現在価値（借手にとっての負債金額）が低めに算定されるケースや、借手の利率を適用すればファイナンス・リースと判定されるものがオペレーティング・リースとされるケースもありえるであろう。計算利率が借手の利率と大きく異なる場合は、その旨の開示を義務付けることを提案する。

【添付資料】「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける
借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞